

# 令和元年度第1回 柏市立児童相談所設置に関する懇談会会議要旨

## 1 開催日時

令和元年6月3日(月)午後6時30分から午後8時15分

## 2 開催場所

柏市役所本庁舎5階 第5・第6委員会室

## 3 出席者

### (1) 委員

#### ア 庁外委員

柏女委員, 鎌倉委員, 小橋委員, 長瀬委員, 箱田委員, 牧田委員

#### イ 庁内委員

増子学校教育部長, 山崎保健所長, 高木こども部長

### (2) 庁内関係職員

#### ア 特別職

秋山市長

#### イ 学校教育部

加藤児童生徒課長(兼)少年補導センター所長

#### ウ 企画調整課

高橋副主幹, 町田主事

### (3) 事務局

三富こども福祉課長, 友野副参事, 野戸副参事, 佐久間担当リーダー, 酒井担当リーダー, 今田主査, 浅井主事, 杉江主事, 三橋主事, 高野主事

## 4 配付資料

資料1

## 5 内容

- (1) 開会
- (2) 挨拶
- (3) 資料説明について
- (4) 意見交換

## 6 主な意見

### 鎌倉委員

- ・介入する権限は児童相談所にしかない。
- ・市の強みは、出生時の状況，1歳半健診などの情報，家族の経済状況など，様々な情報があること。
- ・ケースの難易度，段階に応じて，支援から介入へのつながりを整理できると，良い支援が出来る。

### 牧田委員

- ・保健所から児童相談所への連絡は円滑なのか，それとも市から県という組織の違いから，連絡をためらうのか。

### 事務局

- ・アセスメントを行い，リスクが高く，一時保護も視野に入ると判断される場合は，児童相談所への送致を検討する。
- ・ただちに送致する必要がない場合は，援助依頼により同行訪問を求める場合や，ケース会議において助言を求める場合もある。

### こども部長

- ・保健所の母子保健分野にも，こども部の家庭児童相談室にも保健師が多く配置されており，その間は連携がしやすい。
- ・家庭児童相談室から児童相談所へ行くケースは，難しい判断が毎回求められている。

### 牧田委員

- ・おそらく，現状では組織の違いにより，いきなり児童相談所に相談できず，市は市で判断しているのではないか。
- ・市で児童相談所まで一本化すると，判断する機関が一つとなり，迅速かつ実効性が高いものとなる。そこを目指すなら市が児童相談所を設置する意義はある。

・支援と介入の問題、アクセルとブレーキを同時に踏む問題をどうするかという課題はあるが、情報のバリアフリー化という意味では市が児童相談所を設置する意義がある。

### 柏女委員

・市が児童相談所を持つメリットは、利便性と地域性であり、県が持つメリットは広域性と専門性。その2つを両立させられるかが、論点。

・広域性について、介入すべきケース（28条ケースなど）が年間何ケースくらいあるかが重要。例えば人口が少なく、そのようなケースが数年に一度ない場合、ノウハウの集積が出来ない。柏市において、28条ケースが年に1件程度発生するならば、ノウハウの集積が可能のため、広域性の課題はクリアされる。

・専門性については、現在は児童福祉司が採用しやすいので、問題ない。

・一時保護についても、柏市の人口規模であれば保護されている児童が1人しかいないということもないと考えられるため、そのような観点からの広域性の課題もクリアできる。

・28条ケースや死亡事例の検証などは、広域性の観点から中核市の規模であれば問題がないということで、国は中核市は設置することが出来ると整理している経緯がある。

・また柏市は保健所設置市であることから児童相談所設置市になってもいいと思う。一貫してこどもの問題に対応できるのは大きなメリット。

・デメリットとしては措置費に関する財政的負担が大きいこと。児童相談所を設置することであれば、そこは県ではなく市が負担することとなる。現在の制度では、一時保護すれば市は関わらなくていいし、また、施設入所しても措置費を市が負担する必要は無いという意見がある中、児童相談所の設置を決断したことを評価する。

### 箱田委員

・市が児童相談所を設置するという決断は良かったと思う。こどもが施設に措置された後、児童相談所の担当者となかなか連絡が取れず、連携が取りづらいことがある。市が児童相談所を設置して、連携しやすくなることを期待する。

・現状では施設、児童相談所、市で情報共有と言いながら、アセスメントが異なることがある。そのため、児童相談所が出来れば良いということでは無く、こどもの最善の利益のため、質の向上を検討しなければならない。

### 長瀬委員

・虐待が起こったとわかる場合だけでなく、虐待が疑われる場合の対応も重要である。

・様々な観点から考えると、今は殺伐として、こどもが幸せに生きるのが難しい環境があると感じる。

・児童相談所は罰する所という暗いイメージを持たれていると思うが、そうではなく、こどもを救うためにある。そのために、辺鄙な所でなく、街中に設置し、児童相談所の名前や建物の外観など工夫し、多くの人が入りやすい施設とするべきだ。こども食堂も併設するなども考えられる。

・介入は児童相談所の強みだが、長期的な視点に立ち、どのように支援していくか考えなければならない。こどもの一時保護のみでなく、虐待している保護者も虐待された経験がある人が多いため、親の心のケアなども含めて検討する必要がある。

・どうしても保護者がこどもを育てられない場合、養子縁組などで、他の家庭につながる重要な場であることも認識が必要。

### 学校教育部長

・学校はこどもの虐待の早期発見が期待されている。虐待だとわかる案件はすぐに通報することが可能だが、なかなかはっきり分からないことが多い。

・児童相談所と家庭児童相談室という2つの通告窓口があるが、現在は家庭児童相談室に通告している。

・柏市に児童相談所ができれば、児童相談所への通告のハードルが下がり、虐待の未然防止につながると考える。

### 小橋委員

・柏市が児童相談所を設置することはとても良いこと。一番の理由は、一貫性。松戸市の要保護児童対策地域協議会にも参加しているが、市と県の間大きな壁がある。情報量だけでなく、心のハードルもある。市が児童相談所を設置すると、同じ市の職員同士で、顔の見える関係となり、心の壁も下がる。送致まで行かないケースでも、こういうケースがあると簡単な相談が出来る。

・松戸市立総合医療センターでの虐待対応も、以前は虐待を見つけた担当医が外部調整と治療の両方を行っていた。親と信頼を築きながら、虐待対応の両立を実施することは難しいということで、分離して、虐待対応チームを作り、医師は治療に専念できる体制とした。その結果、虐待の連絡の閾値がかなり下がった。以前は本当に虐待と思うケースしか対応されていなかったが、今はもっと早い段階でチームにつながるようになった。チームが出来た平成21年度は年間20件から30件程度だった虐待対応件数が、現在は年間500件程となった。500件のうち、特定妊婦は100件以上、実際に通告するのは40件程度。

・気になったケースがあった場合は、市に情報提供という形で対応している。もし他機関からの情報があれば、情報が合わさり判断が変わる可能性がある。現在は市において情報が積み重なり、児童相談所へ連絡する必要があると判断された場合でも児童相談所への連絡するにはハードルがある。個別支援会議の実施回数も少ない。もっと敷居低く、情報共有する必要があると感じているが、同じ市であればもっと個別支援会議も多くなることが期待される。

・医学診断などで医療分野と児童相談所の関わりは大きい。専門家とうまく連携できるようにすると良い。

### こども部長

・人材確保の現状はどうか。

### 小橋委員

・その点が課題となっている。病院のソーシャルワーカー10人の内、4人が退院支援などと兼務で関わっている。

・児童虐待対応に関しては、保健点数による加算がないので、収益的な課題もある。松戸市立総合医療センターは市立なので、こどもと家族のためにということで対応している。

### 長瀬委員

・児童相談所や家庭児童相談室において、虐待をしているかもしれない親との接し方に関するマニュアルなどはあるのか。

### 鎌倉委員

・虐待対応は単独ではなく、チームで対応している。また、児童相談所は膨大なケースを扱っていることによる専門性がある。マニュアルもベースに置きながら、ケースバイケースなので、親の反応や、親の課題を読み取りながら対応する。

・介入すると家族との関係は取りにくくなる。しかし、児童相談所の役割として、こどもの権利や安全が第一。

### 事務局

・家庭児童相談室において平成29年度から児童相談所所長の経験がある方を、スーパーバイザーとして月3回程度来てもらっている。質問方法、関わり方などの指導を受けている。現在は月3回なので、違う方法も含めて拡充を検討している。

## こども部長

・家庭児童相談室において、その他にも研修で様々な講師を呼び、事例検討などを行っている。また、心理職の講師から親支援の方法を学ぶなど、様々な研修を行っている。

## 牧田委員

・長瀬委員の質問に端的に答えると、コミュニケーションがとれない保護者は一定程度いる前提で児童相談所は行動していると思う。何時間でも居座り同じ話をくりかえす保護者がいたり、安全確認のため家庭訪問したら仲間を呼ばれて危険な目に遭ったりというのが実態だ。児童相談所が最後に目指すのはもちろん親子の再統合であり、そこをあきらめてはいけませんが、一定程度コミュニケーションがとれない保護者がいる中で、どう解決していくか厳しい選択が迫られることが実情である。

## 柏女委員

・児童相談所を設置すると同時に、県がやっている業務を市に移譲するなら、いくつかのシステムを同時に動かす必要がある。

・1つ目は、介入機能。警察や弁護士のを借りて、こどもの最善の利益のために必要な介入を行う機能だ。この機能を行う機関は市の中に一つで良い。

・2つ目は、支援機能。支援機能には2つの種類がある。1つ目が在宅での支援や一時保護後、在宅に戻った後のきめ細かな支援を行うケアマネジメント。この機能を行う機関は、市に1つでは無理であり、例えば人口10万に対し一か所持たせることなどを検討する必要がある。国の制度では、こども家庭総合支援拠点の小規模B型が管轄人口約10万となっている。子育て世代包括支援センターが柏市に4か所あるため、その機能と併せる考え方もある。そこで地域性をいかして、ケアマネジメントを行う。市で児童相談所を持つメリットは先ほど言ったとおり地域性であるため、その地域性に活かすことが出来る支援の実施体制が必要。2つ目の支援機能は家族再統合。この機能の実施機関は市に1か所で良い。その機能を児童相談所に置くのか、民間に置くのかという議論はあるが、いずれにしても家族再統合プログラムを実施することが出来る機関が必要。

・3つ目は障害機能。児童相談所で対応しているケースの半分は障害関係だ。そのため、こども発達センターの機能強化が大事。こども発達センターにおいて入所後の支援も一貫して実施するなら、障害者相談支援事業所や、障害者相談支援専門員が活躍できる。障害児を一貫して支援出来ることはとても大きなメリットである。障害児を支援している支援専門員からヒアリングした結果では、児童相談所に保護されたとたん、あるいは施設入所したとたん、今まで培ってきた地域における様々な社会資源ネットワークがなくなってしまう、せっかく築いた親子との信頼関係が水泡に帰す、なぜ一貫してできな

いのかという声があがった。市が児童相談所を設置すればそれができる可能性がある。こども発達センターが障害関係の機能をしっかり持つことが大事だ。

・4つ目はフォスタリング機関。児童相談所は市内の里親を開拓し、里親認定を行い、里親にこどもたちを委託してく。その里親を孤立させないために、支援するフォスタリング機関が必要だ。この機能を児童相談所が実施するのは困難がある。なぜなら、里親が委託されたこどもとうまくいかない時にこどもを取りあげる措置解除は児童相談所の仕事であり、里親からみれば、弱音を吐けばこどもを取り返されると感じてしまう。措置解除は児童相談所がやらなければいけない機能。そのため、別にフォスタリング機関が必要であり、それを実施するのは民間の方が良い。

・5つ目は、社会資源の整備。児童養護施設を市内に設置するかは別として、少なくともファミリーホームは必要。柏市は市内にショートステイ施設が無く、おそらく晴香園にお願いしていると思うが、遠方のため、自前の施設が必要だ。一時保護はシェルター機能だが、それとは別に、子育て支援サービスとしてのショートステイ施設が必要。施設整備を併せて検討する必要がある。

・これら5つの機能を同時に整備することが大事だ。

### 箱田委員

・虐待防止・予防のために、様々な施策を実施してきている。それでも相談件数が増え、事件が発生するというのが現実。そのため、どのようにすれば虐待が減るのかという研究が必要。より広い視点から、虐待というものを考える必要がある。虐待のみならず、DVも含め人間関係の持ち方が現在の社会どうなのか、今後どうすればいいのかということの研究することが必要だと思うため、研究機能を持つことが出来れば良い。

・人材育成が大事という点は、施設の職員も同じであり、育成が難しい現実がある。社会的養護、里親も含め、資質の向上や専門性の強化が重要であるため、教育機能も持つことが出来ると良い。

### 保健所長

・柏市は中核市となり、保健所を設置したが、県の保健所の方が良かったという面もある。例えば県庁や、県の有している専門機関との関係が近いということは県の保健所のメリットだ。それらの点は市が保健所を設置するとデメリットとなるため、そこを埋めるため日々努力している。児童相談所を市が設置した場合、県の機関との連携についての考え方はどうか。

## 柏女委員

・県が児童相談所を持つメリットは広域性と専門性。市が設置するとそれがデメリットとなるため、その欠落を補完するシステムが必要。専門性の補完に関しては、それが連携の強化による対応なのか、自前で機能を持つことによる対応なのか検討が必要。例えば配偶者暴力相談支援センターは柏市には無い。柏市が自前で機能を持つという考えもある。精神保健福祉センターは市では設置できないので、その点は連携システムを強化する必要がある。そのように、整理し、専門性を補完するシステムを、自前で持つことにより対応するのか、連携強化による対応するのか整理する必要がある。

## 鎌倉委員

・千葉市が政令市になり、児童相談所を設置したが、勉強会と研修会は合同で行うこととしているため、千葉市も千葉県の児童相談所と同じ研修をうけている。そのため、専門性は保てる。ただ、県機関の利用は検討が必要。

## こども部長

・保健所の経緯を踏まえ、今後県と協議していく。

## 牧田委員

・28条ケースについては、弁護士が関与するため、その専門性は担保される。問題は、どういうふうに安全確認をするのかなど、日々の業務において、どのように横のつながりを持つかという点だ。同じ県の児童相談所であれば人事交流があるため、例えば（児童相談所の管理職である）主席同士が連絡を取り合い、対応の相談をすることが可能。千葉市と千葉県はどのように連絡を取り合い、どこまで情報やノウハウを共有しているのか。

## 鎌倉委員

・個別のケース対応における連携はない。ケースワークにおける市と県の考え方や一時保護の判断が具体的なところで同じかどうかはわからない。大きな問題があれば意見を県が求められることはあるが、日々の通常業務の中で連絡を取り合うことは少ない。

## 牧田委員

・柏と並行して船橋も児童相談所設置を検討している。県の中で千葉市、船橋市、柏市という人口の多い自治体が独自に児童相談所を持つこととなる。県の児童相談所もそれなりに取り扱い件数が減るため、市は市、県は県で対応するという時代ではなくなる。そのため、柏と船橋が児童相談所を持つにあたって、県とのネットワークをもっとやりやすくした方がいい。情報共有をしていかなければ、柏市も孤立してしまう。重大事件

の前に主席クラスが横のつながりを持ってないのは不幸なこと。人事交流を含めて、柔軟にネットワーク構築を行うべき。

### こども部長

・保健所を設置する際、柏市と船橋市はどのように連携したのか。

### 保健所長

・船橋市とは、定例で年1回会議がある。所長とは県の保健所長会議で月1回会う。職員の人事交流は3組ほど実施した。

### 小橋委員

・千葉県内の医療機関における、こども虐待対応のネットワークはしっかりしている。県内で虐待対応機関を持つ11の医療機関、県の児童相談所、県の主管課、千葉大の法医学の医師、地方検察庁の方で年4回、事例検討や連携に関する会議を実施している。厚生労働省から、こども虐待防止医療機関ネットワーク事業として委託を受けて、こども病院を中心に行っている。その結果、児童相談所と顔の見える関係が出来て、簡単に相談できる関係になった。今後は県内で人口が多い自治体にも参加してもらう必要があると今感じた。

・会議では、各地域に中核の協力病院が決められている。東葛北部と東葛南部は松戸市立総合医療センターが中核病院となっている。各地域においてきちんとしたシステムの中、顔の見える関係を作る必要があると感じた。

### 長瀬委員

・児童相談所設置というのは、一つの建物を造ればいいわけでは無いということが分かった。例えば、柏市の保健所にあるこども発達センターなどの療育部門を今後どうしていくか、介入という児童相談所本来の役割と、これまで市で行ってきた家庭児童相談室の支援という役割をどう融合させていくか、職員をどのように育成していくかなど、まだ課題が多くある。

### こども部長

・事務局も様々な自治体を見てきたが、柏市としてどういう体制がよいか、またそれだけのスタッフを集めることができるのかという課題がある。理想はサテライト方式だとしてもそれだけスタッフを集め、職員の質の水準を保てるのかということを考えなければいけない。最初は一か所でやり、徐々に広げていくという考えもある。

・他市においても、児童相談所機能と家庭児童相談室機能を一本化している自治体もあれば、政令市のようにサテライト方式のところもある。様々な方法がある中で、柏市の

社会資源、体力を踏まえ、スタート時点ではこれくらい、最終的に目指す姿はこれくらいと検討する必要がある。

### 柏女委員

・全国の調査を実施している中で、30万以上の人口を管轄することも家庭支援拠点に必要な機能と、5万から10万を管轄する拠点では求められる機能が異なる可能性がある。自治体担当者への聞き取りでは、人口が少ない所ではケアマネジメント、例えば個別支援会議を細かくしっかり実施することが大事と言っている。30万人を管轄する拠点では、ケアマネジメントは困難で、むしろ、そういう分野に対応する他組織、例えば障害なら障害管轄部署に渡すというソーシャルワーク、あるいはスーパーヴィジョン機能が大事と回答している。それで国に提言したいのは、支援拠点を1か所で考えるのはそもそも無理があるということだ。拠点には様々な機能があり、ケアマネジメントもソーシャルワークが両方とも大事な機能だ。

・高齢者福祉では、基幹地域包括支援センターとは別に、地区ごとに地域包括支援センターがあり、そこでケースマネジメント行っている。そのようなシステムが作る必要がある。例えば児童相談所が市内に1か所にあり、A地域のケースカンファレンスを行うと言ってもA地域の実情がよくわからないということが起こりうる。その地域に根を張っている人が参加することで、しっかりとした議論が可能となり、インフォーマルとフォーマルを組み合わせた体制でサービス提供が可能となる。

・つまり、大きな市ではサテライトがないと難しいということも、調査の中から感じた。大きな拠点が1か所というのは、令和の時代の子ども・子育て支援とは違うと思う。